

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人の都合による退社または明らかに本人の責めに基
づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人
者に返還する制度です。

- ・入社日以後 3 か月以内（試用期間を含む）の場合に手数料の 25%を返還するものとする

なお、返還請求は就職者が退職した日から 5 営業日以内に行うものとし、それ以後の申
し出は理由の如何を問わず、紹介手数料の返還はいたしません。

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

許可番号 23-ユ-301604

事業所の名称及び所在地

株式会社シナジーパワー

名古屋市中区丸の内一丁目 17 番 19 号 キリックス丸の内ビル 8 F

2025 年 9 月 5 日